石川県エコドライブ指導アドバイザー認定要領

（目的）

第１条　この要領は、県内における運輸部門の二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を削減するため、環境に配慮して自動車を運転するエコドライブの普及を目的に、県内の地域や団体、事業所等でエコドライブの指導を行う者を石川県エコドライブ指導アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）として認定するために必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）エコドライブ座学講習　地球温暖化の現状、エコドライブの走行方法、燃費計の使用方法等、

エコドライブの指導方法を習得する座学講習をいう。

（２）エコドライブ実技講習　実際の車両の運転により、通常走行とエコドライブ走行との燃費比較

を実施する実技講習をいう。

0

（役割）

第３条　アドバイザーは、県内において、団体、事業所等が実施するエコドライブ教室での指導等により、エコドライブの普及を図るものとする。

（認定要件）

第４条　知事は、次に掲げるすべての要件に該当する者をアドバイザーとして認定する。

（１）県内に居住していること、又は県内に拠点がある事業所等に属していること。

（２）エコドライブ座学講習及びエコドライブ実技講習を受講していること。

（申請）

第５条　前条の認定を受けようとする者は、石川県エコドライブ指導アドバイザー認定申請書（別記様式第１号）を石川県生活環境部カーボンニュートラル推進課に提出するものとする。

（認定）

第６条　知事は、前条の申請があったときは、第４条に定める認定要件に該当する者をアドバイザーと認定し、認定証を交付する。

２　前項の認定に係る有効期限（以下「認定有効期限」という。）は、認定を受けた日から３年経過後の最初の年度末とする。

（認定の更新）

第７条　アドバイザーは、認定有効期限の３か月前から認定有効期限までに、石川県エコドライブ指導アドバイザー認定更新申請書（別記様式第２号）を石川県生活環境部カーボンニュートラル推進課に提出することにより、認定を更新することができる。

２　前項の認定に係る認定有効期限は、認定を受けた日から２年経過後の最初の年度末とする。

（その他）

第８条　この要領に定めるもののほか、この要領の施行について必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

この要領は、平成２１年３月２５日から施行する。

　　附　則

この要領は、平成２９年４月１日から施行する。

　　附　則

この要領は、令和元年５月１日から施行する。

　　附　則

この要領は、令和５年４月１日から施行する。